

平成29年

○国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部を改正する取扱いについて

改正理由

加算額の配分対象者の明確化並びに授業経費の区分見直し及び名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

教育研究評議会 平成29年12月13日 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成29年12月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部を改正する取扱い

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱い（平成16年3月3日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：加算額の配分対象者の明確化並びに授業経費の区分見直し及び名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1 〔省略〕</p> <p>2 「教育研究基礎経費」は、大学教員については、基礎額と加算額の合計額を配分し、特任教員については、基礎額を配分する。基礎額と加算額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 加算額 前年度、東京学芸大学を通じて、科学研究費補助金（種別は問わない。）に申請した常勤教員（新規の申請代表者に限る。） 50,000円</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「<u>授業基礎経費</u>」については、次の表のとおり配分する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(4) 「<u>授業諸経費</u>」については、以下のとおり配分する。また、⑤については、開設される授業科目を、⑥については、所要額を調査のうえ配分する。なお、「<u>授業諸経費</u>」に残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分は教室に、大学院分は専攻（総合教育開発専攻はコース及びサブコース）に配分する。</p> <p>①～⑥ 〔省略〕</p> <p>(5) 「<u>実験・実習等経費</u>」については、各教室（センター）に配分する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則 この取扱いは、平成29年12月14日から施行し、平成30年度教育研究経費の配分から適用する。</p>	<p>第1 〔省略〕</p> <p>2 「教育研究基礎経費」は、大学教員については、基礎額と加算額の合計額を配分し、特任教員については、基礎額を配分する。基礎額と加算額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 加算額 科学研究費補助金（種別は問わない。）に申請した常勤教員（新規の申請代表者に限る。） 50,000円</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 「<u>授業に要する基礎経費</u>」については、次の表のとおり配分する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(4) 「<u>授業等に要する経費</u>」については、以下のとおり配分する。また、⑤については、開設される授業科目を、⑥及び⑦については、所要額を調査のうえ配分する。なお、「<u>授業経費</u>」に残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分は教室に、大学院分は専攻（総合教育開発専攻はコース及びサブコース）に配分する。</p> <p>①～⑥ 〔省略〕</p> <p>⑦実験・実習等経費については、各教室（センター）に配分する。</p> <p>〔省略〕</p>